

(2) グリーンイノベーションに係る社会システムの現状、国・自治体の施策(助成、規制等)や NGO 等の活動に関する内容 / 体制 / 成果 / 問題点等

国内におけるグリーンイノベーションに係る社会システムの現状、国・自治体の施策(助成、規制等)、NGO 等の活動について(以後、これらの活動等を広く“社会システム”と定義する)調査し、とりまとめた。対象とする社会システムを図表 10に示す。また、各対象社会システム項目に対し、図表 11で示す調査項目を調査し、とりまとめた。

図表 10 グリーンイノベーションに係る社会システムの調査対象

分類		説明(全体)	社会システム項目(本調査の対象項目、国内)
成文法 * 法律・政令・省令、指針・規則・条例、制度。「形式的効力の原理」(憲法>法律>政令・省令>その他国の定める指針・規則等>地方自治体の条例・規則等)に基づく優先順位に従って分類	法律・政令・省令・規則	国および関連府省庁によるグリーンイノベーションに関する法律、政令、省令。	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律、エネルギー政策基本法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、バイオマス活用推進基本法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB 処理特別措置法)、悪臭防止法、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令、温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令、下水道法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(海洋汚染防止法)、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境教育推進法)、環境基本法、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法、環境情報提供促進法)、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令、建築物地下水の採取の規制に関する法律(ビル用水法)、湖沼水質保全特別措置法、工業用水法、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成 21 年経済産業省告示第 66 号)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)、資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)、循環型社会形成推進基本法、浄化槽法、振動規制法、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、水質汚濁防止法(水濁法)、瀬戸内海環境保全特別措置法、騒音規制法、大気汚染防止法(大防法)、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)、土壌汚染対策法、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止組織法)、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(農林漁業バイオ燃料法)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法/廃棄物処理法)、排水基準を定める省令、肥料取締法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流総合効率化法)
	条例	地方自治体のグリーンイノベーションに関する自主法。	都道府県:熊本県環境基本条例、埼玉県環境基本条例、大阪府環境基本条例、東京都環境基本条例 市町村:川崎市環境基本条例、千葉市環境基本条例、神戸市民の環境をまもる条例、福岡市環境基本条例、北九州市環境基本条例

分類		説明(全体)	社会システム項目(本調査の対象項目、国内)
	戦略・計画・方針・指針	国、地方自治体、企業のグリーンイノベーションに関する戦略、計画、方針、指針等。	<p>国・府省庁：京都議定書目標達成計画、地球温暖化対策推進大綱、持続可能な地域づくりのためのガイドブック、地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策、自然再生基本方針、環境会計ガイドライン、食料・農業・農村基本計画、バイオマス・ニッポン、第3次環境基本計画、農林水産省地球温暖化対策総合戦略、21世紀環境立国戦略、サステナブル都市再開発ガイドライン～都市再開発におけるミアセス～、農林水産省生物多様性戦略、環境エネルギー技術革新計画、Cool Earth - エネルギー革新技術計画、エコツーリズム推進基本方針、低炭素社会づくり行動計画、地球環境科学技術に関する技術開発の推進方策について、新成長戦略、公害防止計画、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策)策定マニュアル、緑の経済と社会の変革、環境情報戦略、低炭素社会づくり行動計画及び技術開発戦略、京都議定書目標達成計画、地球温暖化対策推進大綱、21世紀環境立国戦略、総務省環境配慮の方針、国土交通省環境行動計画、ヒートアイランド対策大綱、東京湾再生推進会議、海域環境情報提供システム、エネルギー基本計画、原子力政策大綱、海洋基本計画、生物多様性国家戦略</p> <p>経団連：経団連環境自主行動計画、日本経団連 低炭素社会実行計画、「経済危機脱却後を見据えた新たな成長戦略 - 新たな需要が期待される5つの分野と持続的な成長を支える政策の3本柱 - 」</p>
	制度・ガイドライン	国、地方自治体、企業、NPO、NGO のグリーンイノベーションに関する課題解決を目指す制度、ガイドライン等。	<p>環境パフォーマンス評価、エコアクション 21"チャレンジ 25 キャンペーン(旧 チーム・マイナス6%)"クールビズ・ウォームビズ、トップランナー制度、エコルールマーク制度、エコポイント制度、低炭素地域づくり面的対策推進事業、環境省エコハウスモデル事業、フィードインタリフ制度、拡大生産者責任制度、環境マネジメントシステム、カーボンフットプリント制度、ライフサイクルアセスメント、モーダルシフト、環境会計、グリーン購入、地球環境ファシリティ、クリーン開発メカニズム、共同実施、排出量取引、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度、グリーン電力証書システム</p>
成文法以外 * 各種活動、各種予測	各種活動	企業、NPO、NGOのグリーンイノベーションに関する活動。	<p>環境モデル都市、eco japan cup 2009、環境コミュニケーション大賞、地域環境行政支援情報システム(知恵の環)、地方公共団体による地球温暖化対策関連施策、国土交通省新たな温室効果ガス削減環境事業モデル、環境的に持続可能な交通(EST)、</p> <p>～施策実施状況と施策紹介～、ストップ温暖化大作戦～CO2削減「一村一品プロジェクト」～</p>
	各種予測	国、調査機関等によるグリーンイノベーションに関する将来予測。	<p>CCSR/NIES AGCM、CCSM3、CGCM2、AIM/Enduse[Global]モデル、AIM/Enduse[Japan]モデル、AIM/CGE[Japan]モデル、IPCC 第4次評価報告書、MARKAL (MARKet ALlocation)、NEMS(National Energy Modeling System)、GISS (Goddard Institute for Space Studies) Surface Temperature Analysis</p>

図表 11 グリーンイノベーションに係る社会システムの調査項目

調査項目		調査方針
大項目	小項目	
分類		<成文法>法律・政令・省令、指針・規則・条例、制度 <成文法以外>技術開発支援、各種活動、各種予測
国		施策を実施している機関。国際：国際的な機関による施策、国内外：国内外各国による施策、各国名：各国による施策
実施機関		施策の実施機関
年月日		発表年月日。月日が不明の場合は発表年。施行年（月日）が異なる場合は、「説明」に明記。
名称		名称
説明		当該システムの【目的】【対象】【概要】。
環境対応策		<ul style="list-style-type: none"> <li>：緩和策（人間活動から排出される CO2 等の温室効果ガスを削減し、大気中の温室効果ガス濃度の上昇を抑えて、温暖化の進行を食い止めるための対策）</li> <li>：適応策（生活・行動様式の変更や防災投資の増加といった自然・社会システムの調節を通じて温暖化による悪影響を軽減するための対策）</li> <li>：どちらにも入るもの</li> <li>×：どちらにも入らないもの</li> </ul>
効果		現状（2010年）における社会に対する効果・成果・影響
社会利用例		現状（2010年）における社会での利用例
社会利用の課題と改善策		現状（2010年）における社会での利用に際しての課題と改善策
影響力・効果	目指す環境社会	将来実現すべき環境社会を大きく低炭素社会、循環型社会、自然共生社会に分けた時、当該社会システムのターゲットとする環境社会がどれに当てはまるのかを分類する。
	社会拡大可能性	当該社会システムが普及した時、それが社会でどれだけ広がる可能性があるのかを検討する。関連資料からの情報により、当該研究開発が社会に普及した場合に、その影響が世界規模の場合に 印、日本国内規模の場合に 印、特定地域・分野内に限定される場合は 印を付す。
	経済効果	当該社会システムが普及した時、その日本国内経済効果（GDP への寄与、新産業創出、雇用拡大）を検討し、いずれかに著しい向上効果（寄与が 1%以上）がある場合に 印、向上効果（寄与が 1%以下）がある場合に 印、下落効果（マイナス）がある場合は 印を付す。
	科学技術への貢献	当該社会システムに関連する研究開発の基礎研究向上への影響に応じて、その影響が大きく世界の研究への寄与をもたらすものに 印、その影響が大きく日本の研究への寄与をもたらすものに 印、その影響が小さいものに 印を付す。
	ライフスタイルの転換	当該社会システムの普及による市民のライフスタイル（生活スタイルやビジネススタイル）の転換への寄与の大きさについて、その影響がライフスタイルを大きく変える場合には 印、現状のライフスタイルの機能・効率向上への影響を与える場合は 印、ライフスタイルへの直接の影響は少ない場合は 印を付す。

## ア 法律・政令・省令・規則

本節では、グリーンイノベーションに係る法律、政令、省令、規則についてまとめた。なお、国及び関連府省庁によるグリーンイノベーションに関する法律、政令、省令の定義は以下のとおり。

法律：国民の代表者で組織する国会が制定する法（憲法第59条）。国民の権利を制限し、又は国民に義務を課するには法律によらなければならない。

政令：政令は、行政権の有する内閣が制定する。政令は、憲法及び法律の規定を実施するために制定できる（憲法第73条）。また、法律から委任された事項を委任の範囲内において定めることができる。しかし、政令には、特に法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けたり、国民の権利を制限し、又は国民に義務を課することはできない。

省令：内閣府令・省令は、行政事務を分担管理する各省大臣（内閣府の長としての内閣総理大臣を含む。）が、その担当する行政事務について、法律・政令を施行するため、又は法律・政令の委任に基づいて定める（内閣府設置法第7条、国家行政組織法第12条）。内閣府令・省令は、「規則」という名称を持つことが多く、一般的に「規則」といわれることもある。

図表 12 グリーンイノベーションに係る法律・政令・省令・規則（国内）

No.	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
								目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内法-1	1950.5.1	肥料取締法	【目的】肥料の品質保全、その公正な取引と安全施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、農業生産力の維持増進に寄与し、国民の健康を保護すること。 【対象】肥料 【概要】肥料の販売、生産、輸入を行う際に必要な手続きや、業を行う者が遵守すべき事項などが定められている。1950年6月20日に施行。	×				自然共生社会				

No.	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
								目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内法-2	1956.6.11	工業用水法	<p>【目的】工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、地盤沈下の防止に資すること。</p> <p>【対象】工業用井戸</p> <p>【概要】地盤沈下の著しい地域を、政令により指定する(2003年4月現在、17地域)。この指定地域内において井戸により地下水を採取しこれを工業の用に供しようとする者は、井戸ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。許可された内容の変更についても申請が要求され、行政職員による立入り調査の規定も置かれている。無許可での井戸使用や命令違反に対しては、罰則が設けられている。これらを厳しくすることにより地盤沈下の防止等を図っている。1957年7月10日に施行。</p>					自然共生社会				
国内法-3	1958.4.24	下水道法	<p>【目的】流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項、ならびに下水道の設置や管理の基準等を定めて下水道の整備を図り、都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質を保全すること。</p> <p>【対象】公共下水道、流域下水道及び都市下水路</p> <p>【概要】下水道を、公共下水道、流域下水道、都市下水路の3種に区別し、それぞれの設置・管理について必要な定めを設けている。1959年4月23日に施行。</p>					自然共生社会				
国内法-4	1962.5.1	建築物用地下水の採取の規制に関する法律(ビル用水法)	<p>【目的】特定の地域内において建築物用地下水の採取について地盤沈下の防止のため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与すること。</p> <p>【対象】一定規模以上の建築物用井戸</p> <p>【概要】地下水を揚水することにより地盤沈下が発生し、高潮・出水等による被害の発生が予測される地域を政令で指定(4都府県4地域)し、地下水揚水のうち一定規模以上の建築物用井戸について許可制にすることにより、地盤沈下の防止をはかることとなっている。また、環境大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合においては、関係都道府県知事及び関係市(特別区を含む、以下同じ)町村の長の意見をきかなければならないこととなっている。1962年8月3日に施行。</p>	x				自然共生社会				

No.	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
								目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内法-5	1968.6.10	騒音規制法	<p>【目的】工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資すること。</p> <p>【対象】工場、事業活動、建設工事、自動車騒音</p> <p>【概要】都道府県知事によって、騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域が指定され、この指定地域内での工場・事業場と建設作業の騒音が規制される。1973年12月1日に施行。</p>	×				自然共生社会				
国内法-6	1968.6.10	大気汚染防止法(大防法)	<p>【目的】大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなど。</p> <p>【対象】工場、事業場</p> <p>【概要】環境基本法で設定されている「環境基準」を達成することを目標に、固定発生源(工場や事業場)から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに定められた排出基準に基づいて規制を行う。1968年12月1日に施行。</p>					自然共生社会				
国内法-7	1970.12.25	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(海洋汚染防止法)	<p>【目的】海洋由来の汚染や海上災害の防止</p> <p>【対象】船舶、海洋施設、航空機</p> <p>【概要】1) 船舶、海洋施設、航空機から、海に油、有害液体物質、廃棄物を排出すること、2) 船舶からの大気中への排出ガスの放出、3) 船舶及び海洋施設で油、有害液体物質、廃棄物を焼却することなどを規制している。そのために、1) 廃油の適正な処理の確保、2) 排出された油、有害液体物質、廃棄物などの防除、3) 海上火災の発生とその拡大の防止、4) 海上火災等に伴う船舶交通の危険防止などの措置について定めている。1971年6月24日に施行。</p>					自然共生社会				

No.	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
								目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内法-8	1970.12.25	水質汚濁防止法(水濁法)	<p>【目的】工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ること。</p> <p>【対象】特定事業場からの公共用水域への排出、及び地下水への浸透</p> <p>【概要】水質汚濁防止法施行令で指定された「特定施設」を設置している「特定事業場」からの公共用水域への排出、及び地下水への浸透の規制。1971年6月24日に施行。</p>					自然共生社会				
国内法-9	1970.12.25	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法/廃棄物処理法)	<p>【目的】廃棄物の排出抑制、適正な処理(運搬、処分、再生など)、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること。</p> <p>【対象】「廃棄物」(「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって固形状又は液状のもの」と定義されています。言い換えると、占有者が自ら利用または他人に有償で売却することができないために不要になったもの。)</p> <p>【概要】廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定など。1971年9月24日に施行。</p>					自然共生社会				
国内法-10	1971.6.1	悪臭防止法	<p>【目的】工場やその他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を規制することにより、悪臭防止対策を推進し、生活環境を保全、国民の健康の保護に資すること。</p> <p>【対象】事業者</p> <p>【概要】工場その他の事業活動に伴って発生する悪臭物質のうち22種類に限り、かつ知事が指定した地域において知事の定める規制基準に従って規制する。規制基準に違反する悪臭物質を排出する事業者に対しては、知事は、悪臭物質を排出させている施設の運用の改善、悪臭物質の排出防止設備の改良、その他悪臭物質の排出を減少させるための措置をとるよう勧告し命令することができる。1971年7月1日に施行。</p>					自然共生社会				

No.	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
								目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内法-11	1971.6.10	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止組織法)	【目的】公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もつて公害の防止に資すること。 【対象】特定工場 【概要】特定工場における公害防止統括者の選任、公害防止管理者の選任、公害防止主任管理者の選任、公害防止管理者の資格を認定する試験(公害防止管理者試験)等。1971年8月11日に施行。					低炭素社会、自然共生社会				
国内法-12	1971.6.21	排水基準を定める省令	【目的】水質汚濁法に基づき、排水基準を定めること。 【対象】排水 【概要】水質汚濁法の排水基準を定める。1971年6月24日に施行。					自然共生社会				
国内法-13	1973.10.2	瀬戸内海環境保全特別措置法	【目的】瀬戸内海の環境の保全を図ること。 【対象】瀬戸内海の環境 【概要】瀬戸内海の環境の保全に関する計画を策定をして、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全等を実施する。1973年11月2日に施行。					自然共生社会				
国内法-14	1973.2.17	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令	【目的】廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第六条第一号及び第三号の規定に基づき、有害な産業廃棄物に係る判定基準を定めること。 【対象】産業廃棄物 【概要】有害な産業廃棄物に係る判定基準を定める。1973年3月1日に施行。					自然共生社会				
国内法-15	1976.6.10	振動規制法	【目的】工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資すること。 【対象】工場、事業活動、建設工事、道路 【概要】都道府県知事によって、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域が指定され、この指定地域内での振動が規制対象となる。1976年12月1日に施行。	×				自然共生社会				

No.	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
								目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内法 -16	1977.3.14	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	<p>【目的】廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第二項及び第四項並びに第十五条第二項及び第三項の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定めること。</p> <p>【対象】一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)、産業廃棄物処理施設</p> <p>【概要】一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める。1977年3月15日に施行。</p>					自然共生社会				
国内法 -17	1979.6.22	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	<p>【目的】内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること。</p> <p>【対象】工場、輸送及び建築物、機械機器</p> <p>【概要】工場のエネルギー管理者の選任、省エネ計画の届出、エネルギー使用状況の報告、輸送および建築物における各種表示、器械機器におけるトップランナー方式など。1979年9月29日に施行。</p>		・1970年代のオイルショック対策、1990年代の省エネ家電促進に大きな効果。			低炭素社会				
国内法 -18	1984.7.27	湖沼水質保全特別措置法	<p>【目的】湖沼の水質の保全を図るため、必要な規制を行う等の特別の措置を講じ、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること。</p> <p>【対象】水質環境基準の確保が必要な湖沼</p> <p>【概要】水質環境基準の確保が必要な湖沼を指定し、水質保全のために計画を策定すること、下水道整備事業の推進をすること、水質汚濁に対する規制等をおこなうこと、湖沼周辺の自然環境の保護等もおこなうこと。1985年3月21日に施行。</p>					自然共生社会				
国内法 -19	1985.5.18	浄化槽法	<p>【目的】公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること。</p> <p>【対象】浄化槽</p> <p>【概要】浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造についての規制、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度の整備、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等。1983年10月1日に施行。</p>					自然共生社会				

No.	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
								目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内法 —20	1992.12.16	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律	<p>【目的】バーゼル条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資する。</p> <p>【対象】特定有害廃棄物</p> <p>【概要】特定有害廃棄物の外為法による輸出入承認、条約に基づく移動書類の携帯、環境大臣及び経済産業大臣による回収・処分等の措置命令等を規定。1993年12月16日に公布・施行。</p>					循環型社会、自然共生社会				
国内法 —21	1992.6.3	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)	<p>【目的】自動車からの窒素酸化物(NOx)、粒子状物質(PM)の抑制。</p> <p>【対象】自動車</p> <p>【概要】自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質に関する総量削減基本方針・総量削減計画、車種規制(対策地域のトラック、バス、ディーゼル乗用車などに適用される自動車の使用規制)、事業者排出抑制対策(一定規模以上の事業者の自動車使用管理計画の作成等により窒素酸化物及び粒子状物質の排出の抑制を行う仕組み)などが含まれている。1992年12月1日に施行。</p>					自然共生社会				
国内法 —22	1993.11.19	環境基本法	<p>【目的】環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること。</p> <p>【対象】国、地方公共団体、事業者、国民</p> <p>【概要】それまでの公害対策基本法、自然環境保全法では、対応に限界があるとの認識から、地球化時代の環境政策の新たな枠組を示した。基本理念としては、(1)環境の恵沢の享受と継承等、(2)環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3)国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策(環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など)が順次規定されている。また、6月5日を環境の日とすることも定められている。1993年11月19日に公布・施行。</p>					低炭素社会、自然共生社会				

No.	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果					
								目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換	
国内法 —23	1993.6.23	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(省エネルギー支援法)	【目的】資源の大半を輸入に頼る我が国の状況及び環境問題の国際的な高まりに鑑み、地球温暖化問題、廃棄物問題、オゾン層破壊問題に対応した事業者等の自主的な取り組みを支援すること。 【対象】事業者 【概要】国内の省エネルギーの推進、3R(リデュース・リユース・リサイクル)による再生資源の有効利用、フロン等特定物質の合理化の推進に取り組む事業活動を積極的に支援する。1993年6月25日に施行。					低炭素社会、循環型社会					
国内法 —24	1995.6.16	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	【目的】家庭から出るごみの約6割(容積比)を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効活用の確保を図ること。 【対象】容器包装(商品を入れる「容器」及び商品を包む「包装」であり、商品を消費したり商品と分離した場合に不要となるもの。) 【概要】従来は市町村だけが全面的に責任を担っていた容器包装廃棄物の処理を、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者(容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者)は再商品化(リサイクル)するという、3者の役割分担を決め、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務付ける。1995年12月25日に施行。		・循環型社会構築に寄与した ・市民のリサイクル意識が向上した ・事業者による容器の軽量化やリサイクルしやすい設計・素材選択が進んだ ・最終処分量が年々減少し、一般廃棄物の最終処分場の残余年数が改善された			循環型社会					
国内法 —25	1997.4.18	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネルギー法)	【目的】資源制約が少なく、環境特性に優れた性質を示す、石油代替エネルギーの導入に係る長期的な目標達成に向けた進展を図ること 【対象】太陽光発電や風力発電などの新エネルギー 【概要】国・地方公共団体、事業者、国民等の各主体の役割を明確化する基本方針(閣議決定)の策定、新エネルギー利用等を行う事業者に対する金融上の支援措置等を規定している。1997年6月23日に施行。	×				低炭素社会、循環型社会					

No.	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
								目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内法 —26	1998.10.9	地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)	<p>【目的】地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化、気候変動に関する国際条約を踏まえ、地球温暖化に関し、国、地方公共団体、事業主、国民の責任を明確にし、地球温暖化対策を推進することにより、国民の健康と文化的生活を確保し、人類の福祉に貢献すること。</p> <p>【対象】国、地方公共団体、事業主、国民</p> <p>【概要】(1)国は温暖化ガスの濃度変化の状況、これに伴う気候の変動・生態系の状況を把握するための観測、監視を行うとともに地球温暖化対策を策定し、実施するものとする。(2)国は地球温暖化ガスの排出抑制のための施策を推進するとともに、地方公共団体の施策を支援し、地球温暖化ガスの排出抑制のための技術的な助言、その他措置を講じることが努める。(3)地方公共団体・事業主、国民は温室効果ガスの排出抑制のための措置を講じることが努めるとともに、国等の温室効果ガス排出抑制のための施策に協力しなければならない。(4)政府は毎年、温室効果ガスの総排出量算出し、公表する。1999年4月8日に施行。</p>					低炭素社会				
国内法 —27	1998.6.5	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	<p>【目的】一般家庭や事務所から排出された家電製品から有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を促進すること。</p> <p>【対象】エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機、衣類乾燥機(すべて家庭用)</p> <p>【概要】消費者が費用を払い、家電小売店が収集・運搬を行い、家電メーカー等がリサイクルを行う。2001年4月11日に施行。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃家電引取り数の増加、そして回収した素材も増加。</li> <li>・冷媒フロン回収破壊が進んでいる。</li> </ul>			循環型社会				
国内法 —28	1999.7.16	ダイオキシン類対策特別措置法	<p>【目的】ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることに鑑み、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ること。</p> <p>【対象】特定施設、特定施設を建設しようとするもの。</p> <p>【概要】耐容一日摂取量、環境基準を設定し、特定施設からの排出規制を行う。2001年1月6日に施行。</p>					自然共生社会				

No.	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
								目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内法-29	2000.6.2	循環型社会形成推進基本法	<p>【目的】循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、(1)廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、(2)個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図ること。</p> <p>【対象】国、地方公共団体、事業者及び国民</p> <p>【概要】循環型社会の実現のために、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担の明確化、政府による「循環型社会形成推進基本計画」の策定、国の政策の明示。2000年6月2日に公布・施行。</p>					循環型社会				
国内法-30	2000.6.7	資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)	<p>【目的】循環型社会を形成していくために必要な3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取り組みを総合的に推進すること。</p> <p>【対象】法律に定められた10業種、69品目</p> <p>【概要】(1)事業者による製品の回収・再利用の実施などリサイクル対策を強化するとともに(2)製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制(リデュース)(3)回収した製品からの部品などの再使用(リユース)のための対策を新たに行うことにより循環型経済システムの構築を目指す。2001年4月1日に施行。</p>		・廃棄物の年間処分量が減少。			循環型社会				
国内法-31	2001.6.22	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB処理特別措置法)	<p>【目的】ポリ塩化ビフェニル(PCB、電気機器の絶縁油などに使われた主に油状の物質で、毒性が強いことから現在は製造・輸入が禁止されている)の廃棄物を確実、適正に処理すること。</p> <p>【対象】PCB廃棄物を持つ事業者</p> <p>【概要】PCBの廃棄物を保管している事業者などに、保管・処分状況を都道府県知事に届け出ることや、法施行日(2001年7月15日)から15年以内にPCB廃棄物を処分することなどを義務付けた。2001年7月15日に施行。</p>		・ポリ塩化ビフェニル(PCB)が2016年7月16日までに処理される。			自然共生社会				

No.	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
								目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内法 -32	2001.6.22	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)	<p>【目的】オゾン層を守り、地球温暖化を防止するためにフロン類の適正な回収・破壊によるフロン類の大気中への放出を抑制すること。</p> <p>【対象】フロン類</p> <p>【概要】冷媒として充填されているフロン類を大気中へみだりに放出することの禁止、廃棄、整備時のフロン類の回収、フロン回収業者の都道府県への登録、フロン類の引渡しの委託等の書面管理、解体業者フロン類の有無の施主への説明、フロン類の再利用又は破壊。2002年4月1日に施行。</p>					循環型社会、自然共生社会				
国内法 -33	2002.5.29	土壤汚染対策法	<p>【目的】土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護すること。</p> <p>【対象】土壤汚染</p> <p>【概要】土壤汚染状況調査、土壤の汚染状態が基準に適合しない土地を指定区域として指定・公示し、指定区域の台帳の調製、土壤汚染による健康被害の防止措置。2003年2月15日に施行。</p>					自然共生社会				
国内法 -34	2002.6.14	エネルギー政策基本法	<p>【目的】エネルギーが国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び発展に欠くことのできないものであるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことに鑑み、エネルギーの需給に関する施策に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定めることにより、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、もって地域及び地球の環境の保全に寄与するとともに我が国及び世界の経済社会の持続的な発展に貢献すること。</p> <p>【対象】国、地方公共団体、事業者、および国民</p> <p>【概要】「安定供給の確保」「環境への適合」「市場原理の活用」などの基本理念が掲げられ、国の責務、地方公共団体の責務、事業者の責務、国民の努力、相互協力などが定められている。また、政府は「エネルギー基本計画」を定めなければならないこと、国際協力の推進、知識の普及についても規定されている。2002年6月14日に公布とともに施行。</p>					低炭素社会、循環型社会、自然共生社会				

No.	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
								目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内法 —35	2002.6.7	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)	<p>【目的】石油依存傾向減少の停滞、原子力発電所の建設困難などからくるエネルギー源の多様化の要請、地球温暖化対策のために、電気事業者に一定量以上の新エネルギーを利用して得られる電気の利用を義務づけること。</p> <p>【対象】電気事業者</p> <p>【概要】政府は電気事業者に対し販売電力量に応じ一定割合以上の新エネルギー電気の利用を義務付け、電気事業者は新エネルギーを利用する(自ら発電し、又は他社から購入することにより義務を達成。電気事業者はその利用義務量の全部又は一部を他の電気事業者に肩代わりさせることが可能。政府は毎年度、電気事業者の新エネルギー電気の利用状況を電子口座に記録することにより確認。2002年12月6日に施行。</p>					低炭素社会				
国内法 —36	2003.7.25	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境教育推進法)	<p>【目的】持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること。環境教育を推進し、環境の保全についての国民一人一人の意欲を高めていくこと。</p> <p>【対象】国民</p> <p>【概要】環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本理念、基本方針を定め、学校教育における環境教育に係る支援等、職場における環境保全の意欲増進及び環境教育を進めていく。2003年10月1日に施行。</p>	×	・環境の保全についての国民一人一人の意欲が高まる。			自然共生社会				

No.	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
								目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内法 -37	2004.6.2	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法、環境情報提供促進法)	<p>【目的】環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること。</p> <p>【対象】環境報告書 【概要】環境報告書の普及推進、信頼性向上のための制度的枠組みを整備し、環境報告書を社会全体として積極的に活用していくことで、事業者の積極的な環境配慮の取組を促進するための条件整備を行う。2005年10月1日に公布</p>		・事業者の自主的な環境配慮への取組			低炭素社会、循環型社会、自然共生社会				
国内法 -38	2005.7.22	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流総合効率化法)	<p>【目的】社会資本整備の進展と連携して、物流拠点施設の総合化と流通業務の効率化を促進することによって、物流改革の推進、環境負荷の低減、地域の活性化を図る。</p> <p>【対象】物流 【概要】事業の内容、実施時期、CO2排出量の削減効果等を記載した総合効率化計画を基本方針との適合性を審査し以下の支援を実施する。物流事業の総合的実施の促進(事業許可等の一括取得) 社会資本と連携した物流拠点施設の整備(営業倉庫に関する税制特例、施設の立地規制に関する配慮) 中小企業者に対する支援(資金面の支援、政策金融)。2005年10月1日に施行。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・物流改革の推進(国際競争力強化、コスト削減)</li> <li>・環境負荷の低減(CO2排出量が2割程度削減)</li> <li>・地域活性化(低未利用地の活用、地域雇用の創出)</li> </ul>			低炭素社会				
国内法 -39	2006.3.29	温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令	<p>【目的】地球温暖化対策の推進に関する法律の中で実施することになっている温室効果ガス算定排出量の集計の方法を定めること。</p> <p>【対象】環境大臣、経済産業大臣、事業所管大臣 【概要】温室効果ガスの特定排出業者から事業所管大臣に報告される温室効果ガス算定排出量の集計、報告の方法について定めている。2006年4月1日に施行。</p>					低炭素社会				

No.	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
								目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内法—40	2006.3.29	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令	<p>【目的】地球温暖化対策の推進に関する法律の中で実施することになっている温室効果ガス算定排出量の報告方法を定めること。</p> <p>【対象】温室効果ガスの特定事業所排出者</p> <p>【概要】特定事業所排出者が温室効果ガス算定排出量を事業所管大臣に集計・報告する際の方法について定めたもの。2006年4月1日に施行。</p>					低炭素社会				
国内法—41	2006.3.29	特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令	<p>【目的】地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)での温室効果ガスの排出量の算定の方法を定めること。</p> <p>【対象】温室効果ガスの算出法</p> <p>【概要】温室効果ガスの排出量の算定の方法を定める。2006年4月1日に施行。</p>					低炭素社会				
国内法—42	2007.5.23	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)	<p>【目的】国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資すること。</p> <p>【対象】国、独立行政法人等</p> <p>【概要】電力や公用車の購入、ESCO事業、庁舎の設計などに関する契約を対象に、価格以外に温室効果ガス排出削減効果を考慮しながら、公正な契約を行うことを国などの責務として定めている。国が温室効果ガス排出削減を考慮した契約を推進するための基本方針を作成・閣議決定し同方針に基づいた契約を進めていくこと、各省庁や独立行政法人などの長が毎会計年度終了後にこれらの契約の締結実績を環境大臣に通知するとともに公表することも規定している。2007年11月22日に施行。</p>		・未利用エネルギーや新エネルギー等に関連する業界にビジネスチャンスが広がる。			低炭素社会				

No.	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
								目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内法 —43	2008.5.28	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(農林漁業バイオ燃料法)	<p>【目的】農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用を通じた農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギー供給源の多様化。</p> <p>【対象】農林漁業者、燃料製造事業者</p> <p>【概要】、国が作成した基本方針に基づいて、バイオ燃料の原料を生産する農林漁業者と燃料製造事業者が共同で取り組む計画に対して、無利子融資、設備の固定資産税の減免、バイオ燃料に適した新品種育成での審査料・登録料の減免等を行う。2008年10月1日に施行。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林漁業におけるバイオマスの新たなニーズの創出</li> <li>・農地保全と食料生産力の増大</li> <li>・農林漁業者の所得確保と経営の安定</li> <li>・エネルギー源の多様化と地域活性化</li> <li>・資源有効活用と温暖化防止</li> </ul>			低炭素社会				
国内法 —44	2009.3.31	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年経済産業省告示第66号)	<p>【目的】省エネ法での工場・事業所の「判断基準」を示すこと。</p> <p>【対象】工場・事業所</p> <p>【概要】工場・事業場でエネルギーを使用する事業者がエネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な措置等を経済産業大臣が定め、公表したものの。2009年3月31日に公布・施行。</p>					低炭素社会				
国内法 —45	2009.6.12	バイオマス活用推進基本法	<p>【目的】バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与すること。</p> <p>【対象】国、地方公共団体</p> <p>【概要】11の基本理念を定め、次に国や地方公共団体の責務を明らかにし「バイオマス活用推進基本計画」策定の義務を課した。さらに国には必要な基盤設備やバイオマスを供給する事業の創出、技術の研究開発、普及などの10の施策が義務として課せられる。2009年9月12日に施行。</p>					低炭素社会、循環型社会				

No.	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
								目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内法 —46	2009.7.8	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(エネルギー供給構造高度化法)	<p>【目的】エネルギーを安定的かつ適切に供給するために資源の枯渇のおそれ少なく、環境への負荷が少ない太陽光やバイオマスといった再生可能エネルギー源や原子力などを含む、非化石エネルギー源の導入を一層進めること。また、化石燃料についても生産設備の効率化などを通じ有効利用を促すこと。</p> <p>【対象】電気やガス、石油事業者といったエネルギー供給事業者</p> <p>【概要】経済産業大臣が基本的な方針を策定するとともに、エネルギー供給事業者が取り組むべき事項についてガイドラインとなる判断基準を定める。これらの中で事業者の計画的な取組を促し、その取組状況が判断基準に照らして不十分な場合には経済産業大臣が勧告や命令をできることとする。2009年8月28日に施行。</p>					低炭素社会				

## イ 条例

本節では、グリーンイノベーションに係る条例についてまとめた。

なお、ここに示す条例の定義は以下のとおり。

条例：法令に違反しない限りにおいて定めることのできる、自治体運営についての基本理念・原則等を定めるもの。

図表 13 グリーンイノベーションに係る条例（国内）

No.	実施機関	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
									目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内条-1	東京都	1994/7/20	東京都環境基本条例	<p>【目的】環境の保全について、基本理念を定め、東京都、特別区及び市町村、事業者並びに都民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。</p> <p>【対象】東京都、特別区及び市町村、事業者並びに都民</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下に、都の責務を示す。</li> <li>一 公害の防止に関すること。</li> <li>二 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。</li> <li>三 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。</li> <li>四 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関すること。</li> <li>五 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。</li> <li>六 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。</li> <li>七 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。</li> </ul> <p>・公布日とともに施行。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル車排気ガス規制による大気汚染削減など国に先駆けた環境対策</li> </ul>			低炭素社会、循環型社会、自然共生社会				

No.	実施機関	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果					
									目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	貢献	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内条-2	熊本県	1990/10/2	熊本県環境基本条例	<p>【目的】快適な環境の創造を図るため、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めるもの。</p> <p>【対象】熊本県、事業者及び県民</p> <p>【概要】県は、</p> <p>一 公害の防止、廃棄物の適正処理、都市及び農村の景観の形成、身近な緑及び水辺の確保、文化財の保護及び歴史的街並みの保存その他生活環境に関する施策</p> <p>二 森林の保全、地下水の保全、河川の浄化、海洋の汚染防止、自然景観の形成及び野生動植物の保護その他自然環境に関する施策</p> <p>を総合的に推進する。熊本県環境審議会を設置し基本指針、基本計画はその意見を聞き決定する。公布日とともに施行。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国に先駆けて環境基本条例を制定</li> <li>・県民行動の広がり（「熊本県民環境美化行動の日」への参加者の増加）</li> </ul>			低炭素社会、循環型社会、自然共生社会					
国内条-3	埼玉県	1995/4/1	埼玉県環境基本条例	<p>【目的】環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること。</p> <p>【対象】埼玉県、事業者及び県民</p> <p>【概要】県は以下の環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する</p> <p>一 環境の保全及び創造は、現在及び将来の県民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。</p> <p>二 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことよって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。</p> <p>三 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、国際的な協力の下に推進されなければならない。</p> <p>1994年12月26日に公布</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・光化学オキシダントを除く全ての大気汚染物質について環境基準を達成。</li> </ul>			低炭素社会、循環型社会、自然共生社会					

No.	実施機関	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
									目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内条-4	大阪府	1994/4/1	大阪府環境基本条例	<p>【目的】豊かな環境の保全及び創造に関し、府、市町村、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、豊かな環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資すること。</p> <p>【対象】大阪府、事業者及び県民</p> <p>【概要】府は以下に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>一 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康の保護及び生活環境の保全を図り、府民が健康で豊かな生活を享受できる社会を実現すること。</p> <p>二 生態系の多様性の確保、希少な野生動植物の保護、貴重な自然環境の保全、森林、水辺地等における多様な自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出、清らかな水環境の形成等を図り、自然と共生する豊かな環境を創造すること。</p> <p>三 水や緑に親しむことができる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全及び活用による歴史的文化的環境の形成等を図り、文化と伝統の香り高い環境を創造すること。</p> <p>四 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用等が徹底される社会の構築、環境の保全に関する技術等の蓄積の活用等を図り、地球環境保全に資する環境に優しい社会を創造すること。</p> <p>1994年3月23日に公布。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度の下処理水の有効利用率は約19%となっている。</li> <li>・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度は緩やかな減少傾向にあり、二酸化窒素については一般環境測定局では環境保全目標を全局で達成した。</li> <li>・ダイオキシンの排出量の削減目標を達成。</li> </ul>			低炭素社会、循環型社会、自然共生社会				

No.	実施機関	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
									目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内条-5	川崎市	1992/7/2	川崎市環境基本条例	<p>【目的】環境の資源としての有限性を認識し、その適正な保全及び活用を期するとともに、川崎市の環境政策の理念及び基本原則、環境施策の基本となる事項及びその施策の策定に関する手続等を定めるところにより、良好な都市環境の保全及び創造を図り、もって市民の福祉に寄与すること。</p> <p>【対象】川崎市、事業者及び市民</p> <p>【概要】市は公害の防止、自然環境の保全、環境影響評価等に係る施策を継続し、その強化に努めるとともに、次に掲げる施策を重点的に実施するものとする。</p> <p>一 新たな産業による環境汚染の防止、産業廃棄物の適正処理等新たな公害防止施策を推進すること。</p> <p>二 自動車公害の防止、生活排水による水質汚濁の防止、一般廃棄物の適正処理、都市基盤施設の整備等都市生活型公害の改善を図ること。</p> <p>三 うるおいとやすらぎのある環境の実現を目指し、利用者に優しい公共施設等の整備、水とみどりを生かした都市施設の整備、良好な都市景観の創出、歴史的文化的遺産の保全及び活用等都市アメニティの創造を推進すること。</p> <p>四 水の循環構造の保全、エネルギーの効率的利用、再生資源の利用促進等自然の循環機能に即して市域における環境資源の保全及び活用を図ること。</p> <p>五 地球温暖化の防止、オゾン層の保護、公害防止技術の国際交流等市における地球環境保全のための施策を推進すること。</p> <p>六 市民が人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるよう、系統的な環境教育等の推進に努めること。</p> <p>七 事業活動に伴って生ずる環境への負荷を低減するため、自主的な環境管理の導入の促進に関する施策を推進すること。</p> <p>1991年12月25日に公布。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車や工場からの窒素酸化物、粒子状物質の排出量は大幅に減少。</li> <li>・化学物質の総排出量の減少</li> </ul>			低炭素社会、循環型社会、自然共生社会				

No.	実施機関	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
									目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内条-6	千葉市	1994/12/21	千葉市環境基本条例	<p>【目的】環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活を確保する上で必要な環境を保全及び創造し、現在及び将来の市民の福祉の増進を図ること。</p> <p>【対象】千葉市、事業者及び市民</p> <p>【概要】市は以下の基本方針に基づく各種の施策を施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>一 大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護並びに生活環境の保全及び創造を図ること。</p> <p>二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び創造を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保すること。</p> <p>三 市民が健康で安全に暮らせる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の特性を活かした美しい景観の形成及び歴史的又は文化的環境の形成等を図り、もって健康で安全かつ快適な生活環境を保全及び創造すること。</p> <p>四 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会を構築し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等の活用により地球環境保全に貢献することのできる社会を構築すること。</p> <p>五 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が協働して取り組むことのできる社会を構築すること。</p> <p>公布日とともに施行。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民のごみ排出量は計画の目標値を達成した。基準年度以降少しづつ減少している。</li> <li>・ごみ再生利用率は29%で目標値を達成した。</li> <li>・水道使用量も減少している。</li> <li>・勝田川、高田用水路で護岸整備が進んだ。</li> </ul>			低炭素社会、循環型社会、自然共生社会				

No.	実施機関	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
									目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内条-7	神戸市	1994/4/1	神戸市民の環境をまもる条例	<p>【目的】市民が健康で文化的な生活を営むためには、健全で快適な環境が極めて重要であることにかんがみ、健全で快適な環境の確保について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、健全で快適な環境を確保するための施策の基本となる事項その他必要な事項等を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の市民の健全で快適な環境を確保すること。</p> <p>【対象】神戸市、事業者及び市民</p> <p>【概要】市は、以下の基本理念にのっとり、健全で快適な環境の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>一 自然の摂理の下に自然と人間との健全な調和を図りつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる環境保全型の社会の実現を目指すべきこと。</p> <p>二 健全で快適な環境は、その重要性の意義とともに現在の市民から将来の市民へ継承されるべきこと。</p> <p>三 環境を構成する大気、水、その他のものの資源としての有限性を認識するとともに、それらの適正な管理及び利用が図られるべきこと。</p> <p>四 すべての市民が健全で快適な環境の恵沢を享受することができるよう、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、あらゆる力を尽くし、協働してその実現を図るべきこと。</p> <p>五 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、地球環境保全を自らの問題としてとらえ、地球環境保全に貢献すべきこと。</p> <p>1994年3月31日に公布。</p>		・窒素酸化物の環境基準を達成。			低炭素社会、循環型社会、自然共生社会				

No.	実施機関	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
									目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内条—8	福岡市	1996/9/26	福岡市環境基本条例	<p>【目的】先人から受け継いだ福岡の豊かな環境をより良くしていくとともに、次の世代に確実に引き継ぐため、環境の保全及び創造に関する基本的事項を定めることにより、地域の自然的及び社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境にやさしい都市の実現を図ること。</p> <p>【対象】福岡市、事業者及び市民</p> <p>【概要】市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施を次に掲げる事項の確保を旨として各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。</p> <p>一 人の健康を保護し、及び大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持するよう努めるとともに、地域の自然的及び社会的な個性をいかした良好な都市空間並びに文化的及び歴史的な環境の保全、形成等を図ること。</p> <p>二 生物の多様性の確保、樹林地、農地、博多湾、水辺地等における多様な自然環境の保全及び市民が日常的に触れ合うことのできる身近な自然環境の維持、回復等に努め、自然と共生する都市の形成を図ること。</p> <p>三 資源及びエネルギーの節減及び有効利用、資源の循環的な利用等が徹底される都市の構築を図ること。</p> <p>四 アジア太平洋地域の諸都市を始めとする海外の地域との協調の下に、地球環境保全に関する情報交換、技術交流等に努めること。</p> <p>公布日とともに施行。</p>		・平成17年10月に実施した家庭ごみの有料化以降、家庭ごみが減少している			低炭素社会、循環型社会、自然共生社会				

No.	実施機関	公布年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
									目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルの転換
国内条-9	北九州市	2001/1/1	北九州市環境基本条例	<p>【目的】市民一人ひとりが、かつての激甚な公害を克服した経験を活かしつつ、自然、他の地域及び将来の世代と関わりながら生活しているという認識の下、多様化し、地球全体に広がる環境問題に取り組み、持続的発展が可能な都市づくりを進めるための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、環境の保全(良好な環境の創出を含む)に関する施策の基本的事項を定めることにより、市の自然的社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保すること。</p> <p>【対象】北九州市、事業者及び市民</p> <p>【概要】市は以下の施策を実施する。</p> <p>一 廃棄物等の排出抑制等の促進</p> <p>二 資源及びエネルギーの効率的な利用の促進</p> <p>三 環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進</p> <p>四 環境産業の振興</p> <p>五 自動車公害対策の推進</p> <p>六 化学物質対策</p> <p>七 自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進</p> <p>八 地球環境保全のための施策の推進</p> <p>九 環境国際協力の推進</p> <p>また、北九州市環境審議会を設置し、審議会は市長の諮問に応じ調査審議する。</p> <p>2000年12月13日に公布。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外からの研究員の受入5000人達成</li> <li>・ 52523本の苗木が市内各地に植樹された。(平成20年度)</li> </ul>			低炭素社会、循環型社会、自然共生社会				

## ウ 戦略・計画・方針・指針

本節では、グリーンイノベーションに係る戦略・計画・方針・指針についてまとめた。

なお、以下においては、まずこれらの戦略・計画・方針・指針を含めた環境政策手法についての分類方法をまとめた。

環境政策手法に関しては、「第3次環境基本計画」(環境省、2006年)によると、環境政策(環境に係る技術開発や技術導入を促進する制度や規制)は大きく“直接規制的手法”“枠組規制的手法”“経済的手法”“自主的取組手法”“情報的手法”“手続的手法”に分類することができるが、これらに“計画的手法”を加えた分類とした<sup>1)</sup>。図表14に各手法の説明と、本調査により見出された代表的な環境政策例を分類整理し示した。

図表 14 環境政策手法の分類

分類	内容	環境政策手法の例		
		地球温暖化対策	廃棄物・リサイクル対策	化学物質対策
計画的手法	環境政策に関する目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合的に提示する手法。	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画</li> <li>公害防止計画</li> </ul>		
直接規制的手法	社会全体として達成すべき一定の目標と最低限の遵守事項を示し、これを法令に基づく統制的手段を用いて達成しようとする手法。		<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パフォーマンス規制</li> <li>大気汚染防止法による硫黄酸化物やばいじん等の排出規制、硫黄酸化物や窒素酸化物の総量規制</li> <li>水質汚濁防止法による排水基準</li> <li>自動車排ガス許容制度</li> <li>自動車燃費基準、家電省エネ基準</li> <li>特定の化学物質の製造・輸入・使用等の禁止</li> </ul>
枠組規制的手法	枠組規制的手法は、直接的に具体的行為の禁止、制限や義務づけを行わず、目標を提示してその達成を義務づけ、あるいは一定の手順や手続きを踏むことを義務づけることなどによって規制の目的を達成しようとする手法。		<ul style="list-style-type: none"> <li>各種リサイクル法による役割分担の明確化</li> <li>マニフェスト制度</li> <li>収集事業者・処理業者への許認可制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化審法による新規化学物質の届出制度</li> <li>PRTR法による届出制度</li> <li>大気汚染防止法における化学物質対策</li> </ul>

<sup>1)</sup>「環境政策論」(倉阪秀史著、信山社、2004年)

分類	内容	環境政策手法の例		
		地球温暖化対策	廃棄物・リサイクル対策	化学物質対策
経済的手法	市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った行動を誘導することによって政策目的を達成しようとする手法であり、持続可能な社会の構築のために必要とされる環境と経済の統合の考え方に寄与し得る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン購入</li> <li>排出量取引制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従量制等による処理手数料の徴収</li> <li>預託払戻制度(デポジット制度)</li> <li>公害防止投資への経済的助成</li> <li>環境改善を促す各種補助金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン購入</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>環境税</li> <li>税制上の改善措置</li> <li>課徴金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種補助金</li> <li>低利融資</li> </ul>	
自主的取組手法	自主的取組は、事業者などが自らの行動に一定の努力目標を設けて対策を実施する自主的な環境保全のための取組であり、技術革新への誘因となり、関係者の環境意識の高揚や環境教育・環境学習にもつながるといふ利点がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発活動</li> <li>事業者による自主的な排出量削減</li> <li>経団連の自主行動計画による排出削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出削減努力の啓発</li> <li>事業者による自主的な廃棄物削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>レスポンシブル・ケア</li> <li>事業者による自主的な排出量削減</li> </ul>
情報的手法	情報的手法は、消費者、投資家をはじめとする様々な利害関係者が、資源採取、生産、流通、消費、廃棄の各段階において、環境保全活動に積極的な事業者や環境負荷の少ない製品などを評価して選択できるよう、事業活動や製品・サービスに関して、環境負荷などに関する情報の開示と提供を進めることにより、各主体の環境に配慮した行動を促進しようとする手法。	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境家計簿</li> <li>省エネルギー技術情報等の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル技術情報の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の有害性・リスク情報の整備</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>LCA</li> <li>環境ラベリング</li> <li>環境パフォーマンス評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境報告書</li> <li>環境会計</li> </ul>	
手続的手法	手続的手法は、各主体の意思決定過程の所要所に環境配慮のための判断が行われる機会と環境配慮に際しての判断基準を組み込んでいく手法であり、各主体の自らの行動への環境配慮の織り込みに大きな効果を発揮する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価制度</li> <li>環境マネジメントシステム(ISO14001等)</li> <li>環境報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境アセスメント</li> <li>環境適合設計</li> </ul>	

注意:「第3次環境基本計画」(環境省、2006年)、「環境白書」(環境省、毎年発行)「環境政策論」(倉阪秀史著、信山社、2004年)「環境政策学のすすめ」(松下和夫著、丸善、2008年)等をもとにみずほ情報総研が再整理した。各手法の定義は「環境基本計画」によるが、“計画的手法”は倉阪氏の提案する手法。

図表 15 グリーンイノベーションに係る戦略・計画・方針・指針（国内）

No.	実施機関	施行年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
									目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルへの変換
国内計 1	社)日本経済団体連合会	1997/6/17	経団連環境自主行動計画	<p>【目的】地球環境問題という人類の歴史にとってきわめて重要かつ緊急な課題への、日本の経済界としての取り組みの推進。</p> <p>【対象】産業界（36業種、137団体）</p> <p>【概要】各産業が誰からも強制されることなく自らの判断で行なった全くの自主的な取り組みである。取り組みの内容としても、各々の業界が現時点で最善と思われるぎりぎりの内容を取りまとめている。計画には、製造業・エネルギー多消費産業だけでなく、流通・運輸・建設・貿易・損保といった極めて幅広い業種が関わり、温暖化対策と廃棄物対策について、多くの産業が数値目標を掲げている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出削減に向けた取り組み推進</li> <li>・3R等の廃棄物対策の推進</li> </ul>			低炭素社会、自然共生社会、循環型社会				
国内計 2	環境省	1970	公害防止計画	<p>【目的】公害が著しいもしくは人口・産業の急速な集中などで著しくなる恐れのある地域で、公害の防止に関する施策を総合的に講じること。</p> <p>【対象】都道府県</p> <p>【概要】環境基本法第17条に基づき、公害が著しい、または、著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になる地域について、公害を防止を目的とする地域計画である。環境大臣が指示し、都道府県知事が環境基本計画を基本として作成することとなっている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害の防止</li> </ul>			自然共生社会				

No.	実施機関	施行年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
									目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルへの変換
国内計3	環境省	2000/5/10	環境会計ガイドライン	<p>【目的】環境会計への取り組みの支援のために、環境会計に関する共通の枠組みを構築すること。</p> <p>【対象】事業者</p> <p>【概要】事業の中での環境保全活動のコストや保全活動により得られた負荷低減効果を、貨幣単位または物量単位で定量的に把握・分析し、公表するための仕組みである環境会計のガイドライン。事業者にとっては自社の環境保全への取組みを効率的・効果的なものにしていく経営管理上の分析手段として利用でき、企業の外にいる利害関係者にとっては、企業の環境保全活動を理解するための有効な情報として利用する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在コストの削減(活動におけるコスト低減)</li> <li>・将来コストの削減(環境リスクの回避)</li> <li>・エコファンド、SRI(社会的責任投資)の効果</li> <li>・製品売上への貢献(環境配慮型製品)</li> <li>・企業イメージのアップ(社会評価の向上)</li> <li>・標準化による企業間比較</li> </ul>			自然共生社会、低炭素社会、循環型社会				
国内計4	東京湾再生推進会議	2002/2/5	東京湾再生推進会議	<p>【目的】水質汚濁が慢性化している大都市圏の「海」の再生を図ることを目的とし、地方公共団体を含む関係者が連携して、その水質を改善するための行動計画を策定する。</p> <p>【対象】関係省庁及び地方公共団体</p> <p>【概要】平成13年12月4日の都市再生プロジェクト第三次決定「海の再生」を受け、関係省庁、関係地方公共団体が連携して、東京湾再生推進会議を設置し、東京湾再生のための行動計画を策定し、東京湾の水環境再生に向けて、総合的な施策を推進している。具体的な対策としては、陸域負荷削減策の推進、海域における環境改善対策の促進、東京湾のモニタリング、といったものである。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京湾の環境改善に向けた取り組み推進</li> </ul>			自然共生社会				

No.	実施機関	施行年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
									目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルへの変換
国内計5	首相官邸	2002/3/19	地球温暖化対策推進大綱	<p>【目的】温暖化対策への取組が、経済活性化や雇用創出にもつながるよう、技術革新や経済界の創意工夫を活かし、環境と経済の両立に資するような仕組みの整備・構築を図る。</p> <p>【対象】総合</p> <p>【概要】我が国における京都議定書の約束（1990年比 6%削減）を履行するための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにし、政府を挙げて100種類を超える個々の対策・施策のパッケージをとりまとめる。6%削減約束については エネルギー起源二酸化炭素（±0.0%）、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素（ 0.5%）、革新的技術開発及び国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進（ 2.0%）、代替フロン等3ガス（HFC、PFC、SF6）（ + 2.0%）、吸収量の確保（ 3.9%）の目標により達成する。</p>		・大半の対策について実績のトレンドが概ね見込みどおり。			低炭素社会				
国内計6	環境省	2002/8/23	持続可能な地域づくりのためのガイドブック	<p>【目的】循環と共生を基調とした地域づくりを推進するためのガイドラインとして、地方公共団体の職員あるいは地域づくりに携わる関係者向けに作成。</p> <p>【対象】地方公共団体及び地域づくりに携わる関係者</p> <p>【概要】持続可能な地域づくり」の各段階での考え方や取組み手法をまとめた本編と、事例集、用語集などの資料編から構成されている。事例集では、「地球温暖化防止・エネルギー」「交通・大気」などのテーマごとに24地域の事例を取り上げ、その地域づくりのプロセス、手法を紹介している。</p>		・地域の目的・社会的条件に応じた地域環境計画策定・施行の推進			低炭素社会、循環型社会、自然共生社会				

No.	実施機関	施行年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
									目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルへの変換
国内計7	林野庁	2002/12/26	地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策	<p>【目的】地球温暖化対策推進大綱の地球温暖化ガス削減目標の達成に必要な吸収量の確保を目的とする。</p> <p>【対象】国、地方公共団体、事業者及び国民</p> <p>【概要】健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等の推進、木材及び木質バイオマス利用の推進、国民参加の森林づくり等の推進、吸収量の報告・検証体制の強化、を具体的対としている。地球温暖化対策推進大綱に基づき、ステップ・バイ・ステップのアプローチによりステップごとに必要となる取組を着実に実行する。</p>		・温暖化ガス排出削減目標の達成への貢献			低炭素社会、自然共生社会				
国内計8	総務省	2003/3/27	総務省環境配慮の方針	<p>【目的】環境基本法に掲げられた環境政策の基本理念を具体化していくための戦略を明らかにする。</p> <p>【対象】総務省</p> <p>【概要】以下の基本方針を下に、環境問題に係る施策を総合的かつ計画的に展開していくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信を利用した環境負荷の削減等</li> <li>・情報通信の活用に伴う環境負荷の抑制</li> <li>・消防防災分野における環境問題への対応</li> <li>・環境負荷の削減に配慮した地方行政の推進</li> <li>・通常の経済活動の主体としての活動における環境配慮</li> </ul>		・情報通信技術開発の推進 ・それに伴う環境負荷削減			低炭素社会、自然共生社会				
国内計9	環境省	2003/4/1	自然再生基本方針	<p>【目的】過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的とする。</p> <p>【対象】国や地方公共団体など</p> <p>【概要】地域に固有の生物多様性の確保、地域の多様な主体の参加・連携、科学的知見に基づく順応的な実施など自然再生を進める上での視点を示した上で、自然再生事業の具体的な考え方や手順を明らかにしたもの。</p>		・自然再生に対する取り組み・関係組織連携強化			自然共生社会				

No.	実施機関	施行年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
									目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルへの変換
国内計10	経済産業省	2003/10/7	エネルギー基本計画	<p>【目的】エネルギー政策の基本方針である「安定供給の確保」、「環境への適合」及び「市場原理の活用」に沿ってエネルギー需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。</p> <p>【対象】関係省庁及び関連研究開発機関</p> <p>【概要】「安定供給の確保」、「環境への適合」、「市場原理の活用」といった基本的な方針の下に、講ずべきエネルギー需給に関して長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策、研究開発、必要事項をまとめている。</p>	×	・エネルギーの確保のための技術推進、戦略策定			該当なし				
国内計11	ヒートアイランド対策関係府省連絡会議	2004/3/30	ヒートアイランド対策大綱	<p>【目的】ヒートアイランド対策に関する国、地方公共団体、事業者、住民等の取り組みを適切に推進することを目的とする。</p> <p>【対象】国、地方公共団体、事業者及び国民</p> <p>【概要】ヒートアイランド対策に関する、基本方針、実施すべき具体施策を体系的に取りまとめたもので、以下の内容により構成される。</p> <p>ヒートアイランド現象の現状 基本方針 ヒートアイランド対策の推進 観測・監視体制の強化及び調査研究の推進 今後の推進体制、大綱の見直しについて</p>		・ヒートアイランド現象に対する総合的取り組み推進			低炭素社会、自然共生社会				
国内計12	国土交通省	2004/6/28	国土交通省環境行動計画	<p>【目的】環境問題の今日的な動向に的確に対応するために、環境の保全・再生・創造を国土交通省の本来的使命として明確に位置づけ、環境負荷の低減に努める「国土交通行政のグリーン化」を推進することを目的とする。</p> <p>【対象】国土交通省</p> <p>【概要】以下の4つの視点から国土交通行政を再構築する必要があるとし、社会資本整備におけるライフサイクルマネジメントの導入や環境負荷の小さい交通への転換など6つの改革を掲げている。</p> <p>行政の前段階を通じた環境負荷の低減 広域・流域の視点の重視 施策の総合的・集中的投入 国民各界各層との連携・協働と情報の共有化の促進</p>		・低環境負荷の交通インフラの構築			低炭素社会、自然共生社会				

No.	実施機関	施行年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
									目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルへの変換
国内計13	農林水産省	2005/3/25	食料・農業・農村基本計画	<p>【目的】食料・農業・農村基本法(1999年施行)の目的を達成するための政策枠組。国内の社会情勢や国際的環境の変化に即応し、スピード感のある政策の実施を目的とする。</p> <p>【対象】効率的かつ安定的な農業経営者</p> <p>【概要】基本計画の内容は、(1)食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針、(2)食料自給率の目標、(3)「食料・農業・農村」に関し、政府が総合的かつ計画的に構図すべき施策、(4)その他、施策を総合的に推進するために必要な事項からなっている。食料自給率の目標については、旧基本計画において、現状40%と横ばいで推移している供給熱量ベースを2010年度時点で45%に引き上げるとしていたが、2015年度に45%と目標を先送りし、また国産比率が高いものの熱量が低く現行自給率に反映されにくい野菜や果実などの生産活動を適切に評価するとして、2015年度に76%(2003年度実績70%)の生産額ベースの目標も掲げた。</p>		・食料、農業、農村に関する事業・施策を計画的かつ効果的に推進			自然共生社会				
国内計14	首相官邸	2005/4/28	京都議定書目標達成計画	<p>【目的】京都議定書の6%削減約束の達成。</p> <p>【対象】総合</p> <p>【概要】地球温暖化対策推進法に基づき、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、また、2004年に行った地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果として、同大綱、地球温暖化防止行動計画、地球温暖化対策に関する基本方針を引き継ぐため策定したもの。</p>		・大半の対策について実績のトレンドが概ね見込みどおり。			低炭素社会				

No.	実施機関	施行年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
									目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルへの変換
国内計 15	内閣府原子力委員会	2005/10/14	原子力政策大綱	<p>【目的】原子力基本法に基づき、平和の目的に限り、安全の確保を前提に、将来におけるエネルギー資源の確保、学術の進歩と産業の振興、人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【対象】原子力施策に係る関係省庁</p> <p>【概要】大綱は、「原子力の研究、開発及び利用に関する基盤的活動の強化」、「原子力利用の着実な推進」、「原子力研究開発の推進」、「国際的取組の推進」、「原子力の研究、開発及び利用に関する活動の評価の充実」といった内容で構成されている。</p>	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力の安全利用</li> <li>関連技術の推進</li> </ul>			該当なし				
国内計 16	農林水産省	2006/3/31	バイオマス・ニッポン	<p>【目的】国産バイオ燃料の本格的導入、林地残材などの未利用バイオマスの活用等によるバイオスタウン構築の加速化等を図るための施策を推進を目的とする。</p> <p>【対象】総合</p> <p>【概要】地球温暖化防止、循環型社会形成、戦略的産業育成、農山漁村活性化等の観点から、農林水産省をはじめとした関係府省が協力して、バイオマスの利活用推進に関する具体的取組や行動計画。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマス利活用に対する総合的取組推進</li> </ul>			循環型社会、低炭素社会				

No.	実施機関	施行年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
									目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルへの変換
国内計 17	環境省	2006/4/17	第3次環境基本計画	<p>【目的】環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。</p> <p>【対象】国、地方自治体及び事業者</p> <p>【概要】「環境から拓く 新たなゆたかさへの道」をサブテーマに、以下のような環境政策の新たな方向性、今後展開する取組などを示す。</p> <p>今後の環境政策の展開の方向として、環境と経済の好循環に加えて、社会的側面も一体的な向上を目指す「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」などを提示。今後展開する取組として「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」などを決定。</p> <p>計画の効果的な推進のための枠組みとして、計画の進捗状況を具体的な数値で明らかにするため、重点分野での具体的な指標・目標、総合的な環境指標を設定。</p>		・環境に対する総合的な取り組み推進			循環型社会、低炭素社会、自然共生社会				

No.	実施機関	施行年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
									目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルへの変換
国内計18	内閣府総合科学技術会議	2006/5/19	環境エネルギー技術革新計画	<p>【目的】温室効果ガスの大幅な削減を目指すだけでなく、エネルギー安全保障、環境と経済の両立、開発途上国への貢献。</p> <p>【対象】</p> <p>【概要】再生エネルギー、原子力エネルギーの拡大、温室効果ガスの抜本的な低減に向けた技術面、制度面への新たな革新の世界への提言、温室効果ガス排出の大幅な拡大が見込まれる開発途上国への支援をはじめとする国際貢献、といった考えの下、以下の4つの観点が盛り込まれている。</p> <p>1. 温室効果ガス排出削減技術の全容レビュー</p> <p>2. エネルギー供給・需要の両面の考慮した技術の普及策や制度改革</p> <p>3. 日本の技術移転による開発途上国における経済清涼と排出削減の両立可能性</p> <p>4. 温室効果ガスの排出削減のための付加コストを担保する国際的な資金支援の必要性と日本の積極的な国際連携におけるリーダーシップ</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガスの抜本的な削減</li> <li>・エネルギー安全保障</li> <li>・環境と経済の両立</li> <li>・開発途上国への貢献</li> </ul>			低炭素社会、自然共生社会、循環型社会				
国内計19	文部科学省	2006/7/28	地球環境技術に関する研究開発の推進方策について	<p>【目的】総合科学技術会議の推進戦略に示された課題に関して、文部科学省として今後推進すべき具体的な研究開発課題及び研究開発の推進にあたっての重要事項について推進方策として定めること。</p> <p>【対象】文部科学省</p> <p>【概要】以下の内容の取りまとめを行っている。地球環境問題への対応とそのための科学技術の推進状況、地球環境科学技術推進の基本的な考え方、文部科学省が推進すべき研究開発課題。研究開発を推進するにあたっての重要事項</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的研究連携、基盤的研究の推進</li> <li>・研究基盤の整備、国際的なルール形成の先導</li> </ul>			低炭素社会・循環型社会				

No.	実施機関	施行年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
									目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルへの変換
国内計 20	環境省	2007/4/1	エコツアー推進基本方針	<p>【目的】自然環境の保全に配慮しながら、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムに関する総合的な枠組みを定めるもの。</p> <p>【対象】総合</p> <p>【概要】エコツーリズム推進基本方針は以下の事項が定められている。</p> <p>エコツーリズムの推進に関する基本的方向</p> <p>エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項</p> <p>エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項</p> <p>エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項</p> <p>生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項</p> <p>その他エコツーリズムの推進に関する重要事項</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の環境保全等に対する理解</li> <li>・生物多様性の確保</li> </ul>			自然共生社会				
国内計 21	環境省	2007/6/1	21世紀環境立国戦略	<p>【目的】低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりの取組を統合的に進めていくことにより地球環境の危機を克服する持続可能な社会を目指す。</p> <p>【対象】</p> <p>【概要】持続可能な社会を実現するため、「環境立国・日本」として日本の強みである「自然共生の智慧や伝統」、「世界最先端の環境・エネルギー技術」、「公害克服の経験」、「意欲と能力溢れる豊富な人材」を活用することを定めることを提示。日本の強みを原動力にして、経済成長、経済活性化を環境から拓く「日本モデル」の構築、アジア・世界に発信することにより世界の発展と繁栄に貢献するとしている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりの取組を統合的に推進</li> </ul>			低炭素社会、自然共生社会、循環型社会				

No.	実施機関	施行年月日	名称	説明	環境対応策	効果	社会利用例	社会利用の課題と改善策	影響力・効果				
									目指す環境社会	社会拡大可能性	経済効果	科学技術への貢献	ライフスタイルへの変換
国内計 22	農林水産省	2007/6/21	農林水産省地球温暖化対策総合戦略	<p>【目的】地球環境保全に積極的に貢献する農林水産業の実現を図ること。</p> <p>【対象】農林水産事業者及び関連行政機関</p> <p>【概要】地球温暖化防止策（森林吸収源対策、バイオマス資源の循環利用、食品産業等の環境自主行動計画の取組等、農業分野の温室効果ガス排出削減対策、漁船の省エネルギー対策、農業農村整備事業における温室効果ガス排出削減対策、地球温暖化防止策に関する技術開発等）、地球温暖化適応策（これまでに確認された高温障害等の被害発生状況、地球温暖化が日本の農林水産業に及ぼす影響に関する予測研究事例等、農業生産等における地球温暖化適応策、農地・農業用水・農業水利施設等の地球温暖化適応策、森林・林業分野の地球温暖化適応策、水産資源・漁業・漁港等の地球温暖化適応策、地球温暖化適応策の技術開発等）及び我が国の技術を中心とした国際協力を柱とする。</p>		・地球温暖化防止、農林水産業整備事業を総合的に推進			低炭素社会、自然共生社会、循環型社会				
国内計 23	農林水産省	2007/7/6	農林水産省生物多様性戦略	<p>【目的】不適切な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備、埋め立て等による藻場、干潟の減少などの農業活動の負の影響を見直し、生物多様性を協力で推進するための指針として位置づけられる戦略の策定。</p> <p>【対象】総合</p> <p>【概要】生物多様性保全をより重視した農林水産策の推進、国民各層に対する農林水産業及び生物多様性への理解促進、多様な主体による地域の創意工夫を活かした取り組みの推進、農林水産業を通じた地球環境への保全への貢献、といった基本的な方針に沿って、具体的な取り組みを示すものである。</p>		・地球環境、生物多様性の保全 ・農林水産業への理解促進			自然共生社会				